

乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）の概要について

1. はじめに

- ① 「全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備する」とともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、「子ども誰でも通園制度」が創設されることとなりました。
- ② 子ども誰でも通園制度は、令和7年度から、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に「乳児等通園支援事業」と規定され、令和8年度からは「乳児等のための支援給付」として、全ての自治体で実施することとされています。
- ③ 利用対象者は、子どものための教育・保育給付を受けていない 0 歳 6 か月～満 3 歳未満の小学校就学前子どもであって、月一定時間までの利用可能枠（令和7年度は月 10 時間が上限）の中で利用が可能とされています。
- ④ 民間事業者が乳児等通園支援事業を行う場合は、市町村児童福祉審議会等への意見聴取を経て、市町村長の設置認可を受ける必要があり、市町村条例で定める「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」に適合していることが条件となります。また、市町村による指導監査、勧告等の対象とされています。



2. 意義

① 子どもの成長の観点からの意義

- ア 家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られる。
- イ 同じ年頃の子ども同士が触れ合いながら、家庭だけでは得られない様々な経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができる。
- ウ 年齢の近い子どもの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらす。

② 保護者にとっての意義

- ア 専門的な知識や技術を持つ人との関わりにより、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながる。
- イ 子どもへの保育者の接し方を見ることにより、子どもの成長の過程と発達の現状を客観的に捉えられるなど、保護者自身が親として成長することができる。
- ウ 様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいて社会的資源を活用することにもつながる。

③ 保育者にとっての意義

- ア これまで接する機会の少なかった子どもや家庭と関わることで、保育者として有する専門性を地域の子どもの育ちのためにより広く發揮できる。
- イ 在宅で子育てをする保護者に対して、家庭の中だけでは気づかない子どもの姿や育ちについて伝えることで、子どもや子育てへの肯定感を支えるとともに、子育ての孤立感や不安感の解消につなげていくなど、保護者に対してもその専門性を發揮することができる。

④ 事業者にとっての意義

- ア 地域の様々な関係者との連携が新たに生まれたり、関係が深化したりするなど、地域社会との関係が広がり、地域の子どもと子育て家庭を支援する社会資源として地域社会において頼られる存在となる。
- イ 定員を満たすことが難しくなりつつある保育所等において、キャリアを重ね、高い専門性を有する保育者などの人材を手放すことなく、事業を継続したり、発展させていく可能性が広がったりする。

3. 制度の概要

【利用者】

① **対象者**：保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育施設等に通っていない、

0歳6か月～満3歳未満児（満3歳児は対象外）。

※認可外保育施設に通っている0歳6か月～満3歳未満児は対象となる

② **利用可能時間**：こども一人あたり月10時間まで

③ **保護者負担額**：こども一人1時間あたり300円（令和7年度国標準額）

④ **利用調整**：事業所と利用者との契約

⑤ **利用方法**：ア. **定期利用**：利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法

イ. **自由利用**：利用する園、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法

【事業者】

① **実施施設**：保育所、認定こども園、小規模保育施設、認可外保育施設（「認可外保育施設指導監督基準」を満たす施設のみ）、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等

（余裕活用型は、保育所、認定こども園、小規模保育施設のみ）

② **実施方法**：ア. **一般型（在園児と合同）**：専任職員を配置し、在園児と合同（同じ部屋）で預かる方法

イ. **一般型（専用室独立実施）**：専任職員を配置し、専用室で預かる方法

ウ. **余裕活用型**：既存の職員配置で在園児と合同（同じ部屋）で預かる方法
預かれる人数は配置基準内

③ **給付金額**：利用乳幼児の年齢に応じた給付単価及び、利用時間等により算出される額を給付

④ **認可基準**：ア. **設備基準（面積要件）**：0・1歳児 3. 3m²/人、2歳児 1. 98m²/人

イ. **資格**：保育士又は町が行う研修修了者を2人以上配置（保育士1/2以上）※緩和規定あり

ウ. **配置基準**：0歳児 3:1、1・2歳児 6:1

⑤ **利用枠の設定**：事業者において利用枠の設定を行い、利用乳幼児を受入れ（曜日・時間限定も可）

4. 給付単価等について

【給付金額】 ※令和7年度の額であり、令和8年度については未定

利用乳幼児の年齢に応じた一人1時間当たりの給付単価

なお、加えて障がい児、要支援家庭、医療的ケア児を受け入れる場合、町に協議が必要です。

(基本分)

(加算分)

年齢	単価
0歳児	1,300円
1歳児	1,100円
2歳児	900円

項目	単価
障がい児加算	400円
要支援家庭のこども加算	400円
医療的ケア児加算	2,400円

【利用料】

利用料の設定及び徴収方法については、各実施施設において設定します。利用乳幼児一人1時間あたり 300円 が標準とされています。また、家庭状況に応じて下記表の額を減額し、軽減額は補助します。

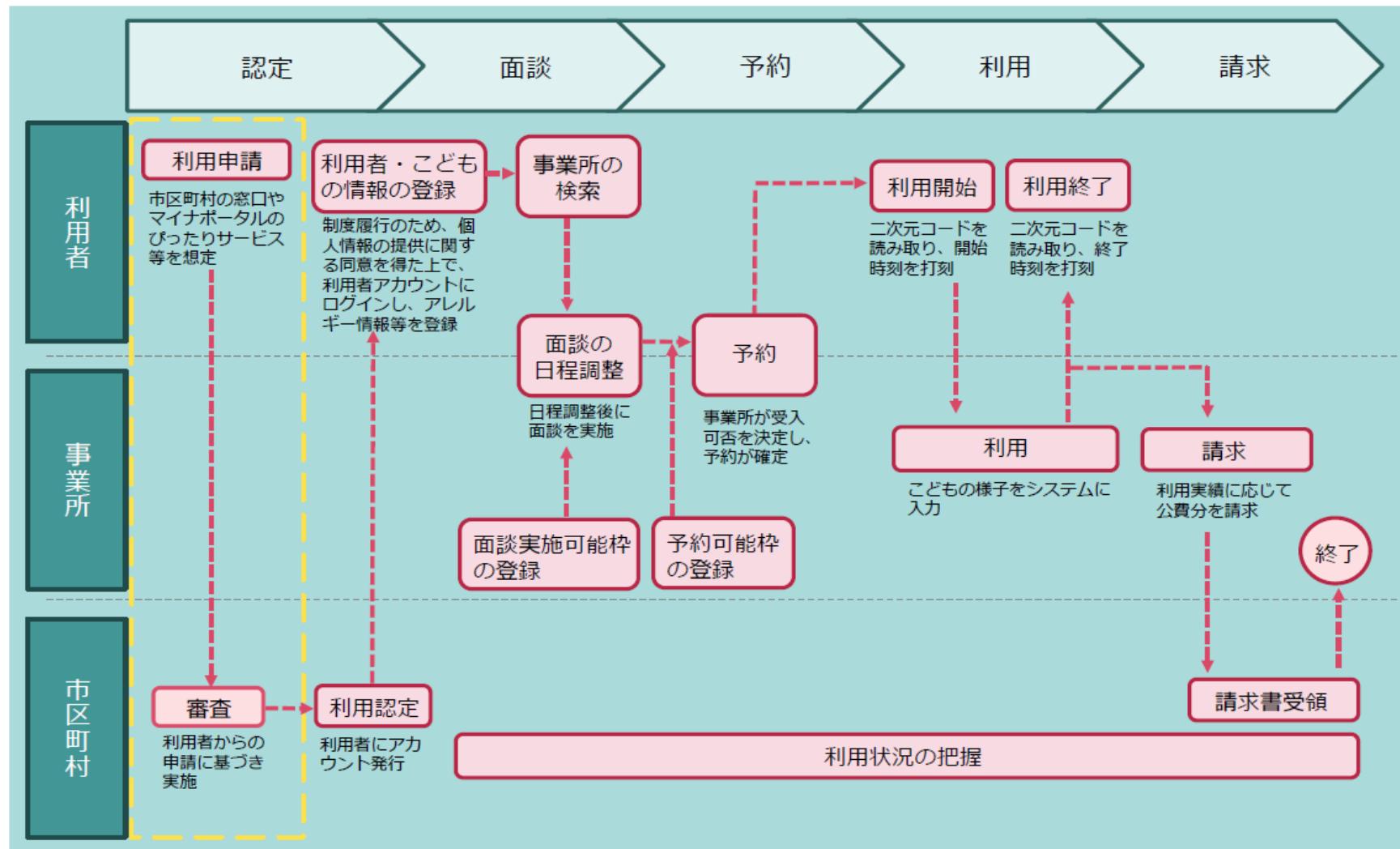
※軽減額は令和7年度の額であり、令和8年度軽減額については未定

項目	金額
生活保護受給世帯	1時間 300円
住民税額非課税世帯	1時間 240円
町民税所得割合算額が77,101円未満である世帯	1時間 210円
要支援・要保護家庭	1時間 150円

5. 総合支援システムについて

制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図るため、各市町村・施設・利用者が利用できる「こども誰でも通園制度総合支援システム」にて実施することとなります。

こども誰でも通園制度総合支援システムのイメージ



6. これまで・今後の流れ

順番	時期	内 容
1	7月24日	事業者向け説明会実施
2	8月13日～9月12日	実施事業者募集（※4施設より応募あり）
3	10月16日	「子ども・子育て会議」での意見聴取
4	10月末	事業実施事業者確定
5	12月（または2月）	認可基準条例及び運営基準条例策定
6	2～3月	設置認可手続き
7	3月	制度周知及び利用者受付開始